

令和2年11月11日

保護者の皆さま

秋葉中学校 保健室

学校感染症・出席停止について

学校は集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合には拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、学校感染症（裏面をご確認ください）と診断を受けた場合には、学校での感染拡大を防ぐため、出席停止（出席を要しない日とし欠席として扱いません）を指示します。医師の許可がおりるまで登校せずに十分休養してください。

登校再開時に「感染症治癒届」を保護者が記入し、学校へ提出してください。医療機関での記入は必要ありません。この用紙はコピーしてお使いいただけます。また、本校のホームページにもありますので、「配布文書」からダウンロードしてお使いください。

-----きりとり-----

秋葉中学校長

令和 年 月 日

感染症治癒届

年 組 生徒氏名 _____

保護者名 _____ 印

医師の診断の結果、つぎの疾患が治癒し登校の許可が出ましたので、届け出ます。

疾患名 〔番号に○をつけて ください。〕	1、インフルエンザ「 A ・ B 」 2、百日咳 3、麻しん（はしか） 4、流行性耳下腺炎（おたふく風邪） 5、風しん（3日はしか） 6、水痘（水ぼうそう） 7、咽頭結膜熱（プール熱） 8、結核 9、髄膜炎菌性髄膜炎 10、その他「 」
診断医療機関名	
受診年月日	令和 年 月 日
出席停止期間	令和 年 月 日～ 月 日

提出先：担任→保健室

要 保 存

学校感染症の種類	出席停止の期間の基準
《第1種学校感染症》	治癒するまで
《第2種学校感染症》	
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（N5N1およびH7N9）を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱(※)した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(※)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化(※)するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
《第3種学校感染症》 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症(※)	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで








※ 「解熱」→熱が下がった、「腫脹」→腫れ、「痂皮化」→かさぶたになる

※ その他の感染症は必要があれば、学校医等の指導のもと、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

※ 新型コロナウイルスによる感染症は、その他の感染症に当たります。濃厚接触者と特定された場合やPCR検査の必要があると診断された場合も含めて、出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間について

**発症後5日を経過 + 解熱後2日を経過するまでは、
学校はお休みになります。ゆっくり静養してください。**

例	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後2日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	※まだ発症後5日 を経過していない ため登校できない	登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後4日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 
出席停止期間	→							